

筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則

平成9年6月24日
規則第3号

改正	平成13年10月25日規則第3号	平成14年7月19日規則第5号
	平成17年3月28日規則第5号	平成18年3月31日規則第3号
	平成19年5月30日規則第8号	平成21年4月1日規則第3号
	平成21年4月1日規則第7号	平成22年3月31日規則第3号
	平成22年11月30日規則第5号	平成23年7月25日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年組合条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(交替制勤務者)

第2条 条例第2条第2項の交替制勤務の職員は、消防職員のうち、消防署及び分署に勤務する次の各号に指定する職員を除く職員（以下「交替制勤務者」という。）とする。

- (1) 消防署長及び分署長
- (2) その他消防長の指定した者

(勤務時間の割振り等)

第3条 条例第4条第2項に規定する1日につき7時間45分の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第4条 任命権者は、条例第5条第2項本文の定めるところに従い週休日（条例第4条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（条例第6条に規定する勤務日をいう。次項及び次条において同じ。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。

2 任命権者は、条例第5条第2項のただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

- (1) 週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が42時間を超えないこと。
- (2) 勤務日が引き続き12日を超えないこと。
- (3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないこと。

3 任命権者は、交替制勤務者のうち、職員の勤務又は勤務条件の特殊性その他事由により、週休日及び勤務時間の割振りを4週間ごとの期間について定めること若しくは週休日を4週間につき8日とすることが困難であると認められる職員については、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにする場合に限り、前項の規定にかかわらず、管理者の承認を得て、52週間を超えない範囲内で定める期間ごとに週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

(週休日の振替等)

第5条 条例第6条の組合規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 任命権者は、週休日の振替（条例第6条の規定に基づき、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき、勤務日（4時間の

勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第6条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第10条の規定によりその例によることとされる筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年筑西市条例第29号。以下「市勤務時間条例」という。)第10条第1項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 任命権者は、交替制勤務者の週休日の振替等について前2項の規定により難しいときは、管理者の承認を得て別段の定めをすることができる。

4 任命権者は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

(休憩時間)

第6条 休憩時間は、おおむね毎4時間の連続する正規の勤務時間(条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)の後に、所定の休憩時間を置かなければならない。

2 休憩時間は、正規の勤務時間以外の時間であって、これに対して給与を支給しない。

3 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

(休息時間)

第7条 削除

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

第8条 任命権者は、条例第4条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項ただし書の規定により、勤務時間を割り振り、条例第5条の規定により週休日及び勤務時間に割振りを定め、又は条例第7条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

2 任命権者は、週休日の振替等を行った場合には、管理者の定めるところにより、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

(宿日直勤務)

第9条 条例第8条第1項の組合規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務とする。

2 任命権者は、休日(市勤務時間条例第9条に規定する国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。)の正規の勤務時間において職員に前項に規定する勤務と同様の勤務を命ずることができる。

3 任命権者は、職員に前2項に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命じることができる場合)

第9条の2 条例第8条第1項ただし書の組合規則で定める場合は、前条第1項に定める勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等(条例第3条第3項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。次項において同じ。)以外の職員に当該勤務を命じることができない場合とする。

2 条例第8条第2項ただし書の組合規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合とする。

(超過勤務を命ずる際の考慮)

第10条 任命権者は、条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤

務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

第10条の2 任命権者は、条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において再任用短時間勤務職員（条例第3条第4項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同条第5項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

（時間外勤務代休時間の指定）

第10条の2の2 条例第9条第1項の組合規則で定める期間は、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和48年条例第3号。以下「給与条例」という。）第13条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第9条第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（市勤務時間条例第10条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第13条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

（1）給与条例第13条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

（2）筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第8号）第16条又は第18条の規定により読み替えられた給与条例第13条第1項ただし書又は第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

（3）給与条例第13条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第9条第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第9条第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、管理者が定める。

（育児を行う職員の早出遅出勤務）

第10条の3 条例第9条の2第1項第2号の組合規則で定める職員は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。）を出迎えるために赴く職員とする。

第10条の4 職員は、早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ条例第9条の2第1項の規定による請求を行うものとする。

2 条例第9条の2第1項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対してその旨を通知しなければならない。

3 任命権者は、条例第9条の2第1項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第10条の5 条例第9条の2第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして第10条の3に規定する者に該当することとなった場合

2 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、条例第9条の2第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。

3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限）

第10条の6 条例第9条の3第1項の組合規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。

(2) 負傷、疾病又は心身の著しい障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

(3) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

第10条の7 職員は、別に定める勤務制限請求書により、深夜勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに条例第9条の3第1項の規定による請求を行うものとする。

2 前項の規定による請求があったときは、任命権者は、公務の正常な運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の正常な運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 任命権者は、第1項の規定による請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第10条の8 前条第1項の規定による請求がされた後、深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はなされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条の3第1項に規定する職員に該当しなくなった場合
 - (4) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- 2 深夜勤務制限開始日以後、深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、前条第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。
 - 3 前2項の場合において、職員は、遅滞なく第1項各号に掲げる事由が生じた旨を、別に定める育児又は介護の状況変更届により、任命権者に届け出なければならない。
 - 4 前条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第10条の9 職員は、別に定める勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに条例第9条の3第2項又は第3項の規定による請求を行わなければならない。この場合において、条例第9条の3第2項の規定による請求に係る期間と同条例第9条の3第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

- 2 前項の規定による請求があったときは、任命権者は、条例第9条の3第2項又は第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。
- 3 任命権者は、第1項の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合、条例第9条の3第2項又は第3項に規定する措置を講ずるために必要と認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。
- 4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更したときは、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。
- 5 任命権者は、第1項の規定による請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第10条の10 前条第1項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はなされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
 - (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
 - (4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして第10条の9に規定する者に該当することとなった場合
- 2 時間外勤務制限開始日から起算して前条第1項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。
 - (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合
 - (2) 当該請求に係る子が、条例第9条の3第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3

項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に達した場合

3 前2項の場合において、職員は、遅滞なく第1項各号に掲げる事由が生じた旨を、別に定める育児又は介護の状況変更届により、任命権者に届出なければならない。

4 前条第5項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第10条の11 第10条の4から前条まで(第10条の5第1項第3号及び第4号、第10条の8第1項第3号及び第4号並びに前条第1項第3号及び第2項各号を除く。)の規定は、市勤務時間条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の7第1項中「条例第9条の3第1項」とあるのは「条例第9条の3第3項において準用する同条第1項」と、第10条の5第1項第1号、第10条の8第1項第1号及び前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第10条の5第1項第2号、第10条の8第1項第2号及び前条第1項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第10条の9第1項から第3項まで中「第9条の3第2項又は第3項」とあるのは「第9条の3第3項」と、同条第1項中「ならない。この場合において、条例第9条の3第2項の規定による請求に係る期間と同条例第9条の3第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、前条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

(その他早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関し必要な事項)

第10条の12 前9条に定めるもののほか、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(休日及び休暇)

第11条 職員の休日及び休暇に関しては、筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成17年筑西市規則第30号。以下「市勤務時間規則」)第10条から第26条までの規定の例による。

(週休日等についての別段の定め)

第12条 任命権者は、職員の職務又は勤務条件の特殊性その他の事由により、第4条、第5条、第6条第1項、第10条の2の2第1項及び第3項並びに前条の規定によりその例によることとする市勤務時間規則第10条第1項の規定によると能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、管理者の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間、時間外勤務代休時間の指定、又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

(報告)

第13条 管理者は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について随時報告を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

(筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の廃止)

2 筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和63年組合規則第3号。以下「旧条例施行規則」という。)は、廃止する。

附 則(平成13年10月25日規則第3号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年7月19日規則第4号)

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第5号）

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年5月30日規則第8号）

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日規則第5号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年7月25日規則第6号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。